

公益認定等委員会 だより

第22号 平成25年9月2日発行

移行期間は本年11月30日まで(あと3か月)

公益認定等委員会 発行

目次

P2・・・

「公益法人の自律と活性化に向けたヒアリング・意見交換」を踏まえた現状と課題

P4・・・

公益法人会計基準適用についてのアンケート結果(速報)

P5・・・

公益法人とNPO法人に関する横断的な情報提供の充実等について

P6・・・

申請状況について

P7・・・

法人の活動紹介
「公益財団法人
すこやか食生活協会」

P8・・・

「寄附金収入に関する実態調査」への御協力をお願い・その他お知らせ

本年11月末の移行期間終了まで残り3か月です。8月末時点で新制度への移行を希望する特例民法法人のうち、93.1%が申請済みです。これから申請予定の法人の皆様は、できるだけ早期の申請をお願いします。(6ページの記事を御覧ください。)



公益財団法人すこやか食生活協会

※詳しくはp7をご覧ください

視覚障害者・高齢者等のための食生活に関する
知識と情報の提供、食育推進活動及び食生活環境の
バリアフリー化に取り組む

公益法人の活動紹介
27

<https://www.koeki-info.go.jp/>

より詳しい公益法人制度の内容や申請手続きについてはホームページをご覧ください



内閣府

内閣府への申請状況
(平成25年8月31日現在)

	申請件数	審査中	答申	取下げ
移行認定	2, 275	65	2, 056	154
移行認可	2, 275	148	2, 037	90
新規認定	230	42	151	37
合計	4, 780	255	4, 244	281

- 移行認定: 特例民法法人から公益法人への移行
- 移行認可: 特例民法法人から一般法人への移行
- 新規認定: 新たに設立した一般法人から公益法人への移行

「公益法人の自律と活性化に向けたヒアリング・意見交換」を踏まえた現状と課題

内閣府公益認定等委員会では、平成25年6月から7月に、公益・非営利セクターの活性化・国際化、公益法人のガバナンスの確立をテーマとして、公益法人を始めとする非営利セクターの現状と今後の方向性について、関係団体及び有識者からヒアリングと意見交換を実施しました。一連の意見交換等を通じて得られた知見等を踏まえつつ、現在の状況や課題を委員会として暫定的に取りまとめました。

1 公益法人制度改革の成果と今後の課題

(1) 成果

- 主務官庁制の廃止により、仕組みとしては、主務官庁が考える「公益」に縛られることなく、法人自らが公益を考え、事業を実施することが可能となった。
- 法人の自主的、自律的な組織運営をベースとした制度になったことにより、法人にも自らを律するという考え方が生まれてきているのではないか。
- 以上のように、公益法人制度改革は、法人関係者・有識者からも基本的に肯定的に受け止められている。

2 公益・非営利活動を活性化するための提案等

(1) 情報開示と活動紹介の充実

- 日本社会に寄附文化を醸成するために、情報の受け手である潜在的な寄附者にとって分かりやすく使いやすい情報提供が重要である。
- 例えば、法人は、法令で公表が義務付けられている書類を開示するだけでなく、活動内容や財務状況を分かりやすい形で情報提供すること、行政は、公益法人に関する多様な情報を一元化し使いやすい形で提供するとともに、国内外に発信すること等が考えられる。

【データ】日本の非営利団体の収入源の構成をみると、寄附が占める割合は収入源の約4%と、世界の中でも低い水準となっている。

(2) 法人自らによる信用の確保

- 潜在的な寄附者の寄附のインセンティブを高めるためにも、分かりやすい情報提供に加え、法人自らが信頼・評価を高めていく努力が必要である。

【参考例】地域に根ざした活動を行う法人として、地域を代表する各界の方に評議員に参加してもらうことにより法人の信用力を高めている。〔（公財）京都地域創造基金〕

【同】アメリカでは、多くの法人のアニュアルレポート（年次報告）には当該法人への寄附者のリストが掲載されており、寄附者の寄附先を決める上での重要な判断材料となっている。

(3)「第三者」の関与による法人の信用の確保

■ 法人内の仲間意識等による不適切なガバナンスを打破し、法人自身が自律した法人運営を行っていくために、理事会や評議員会等の機関に外部有識者を登用するなど、外部の視点を導入していくことが重要である。〔参照25.7.23委員会声明〕

■ 第三者が法人を評価する仕組みを取り込むことにより、当該法人に関する情報を提供するとともに、信用を付与しようという取組も見られる。

【参考例】助成に当たり、非営利法人の中間支援組織が実施する法人の情報開示やガバナンスの状況等についての第三者評価（「社会的認証」）を受けることを助成先に要請（認証結果はHPで公開）
〔（公財）京都地域創造基金〕

【同】NPOの信用力の回復と、市民がNPOへの参加を考える際の判断材料とすることを目的に、NPOの評価基準を示し、評価を実施〔「エクセレントNPOを目指そう市民会議」〕

【同】財務状況の健全性や情報公開・説明責任のレベルを指標に法人を評価したり、寄附者数の多い法人や財務状況が悪化している法人等のランキングし、寄附者が寄付先を選定するための材料として提供〔米国の民間団体（Charity Navigator等）〕

3 統括団体、中間支援団体が担う役割

■ 統括団体や全国団体は、例えば、加盟団体規程中に法人運営における外部の視点の導入、事業実施に関する非違行為の廃絶等の方針を明記し、不祥事等に関して法人に適切な対応を促すこと等により、傘下の団体等に自己規律と適切なガバナンスの確保・回復を促すことが必要である。〔参照25.7.23委員会声明〕

■ 個々の法人の自律的かつ適切な法人運営を確保し、公益活動を積極的に行っていくために、法人の運営や活動を支援する中間支援団体が、公益法人等を含む広範囲の非営利活動をいかに広くサポートしていけるかが、今後の課題である。

4 広義の非営利セクター、法人との対話、ほか

■ 現状の把握及び将来の課題を発見するためにも、研究者とも連携しつつ、行政機関における調査分析機能の充実が求められるのではないかな。

■ 一般法人の増加は著しく、非常に公益的な活動している法人も少なくない。これらの法人をいかに広義の「公益・非営利セクター」に包含していくかが今後の課題である。

■ 公益法人とNPOとの関係については、今後とも検討課題であるが、広義の「非営利・公益」法人の一般制度として、様々なレベルで連携を拡大していくべきである。

■ 今回のヒアリングに引き続き、折りを見て公益認定に携わる委員会と法人との間での意見交換の場等を持つことが重要ではないか（ラウンドテーブル形式等を含めて）。

■ 法人との対話・意見交換、寄附集めや事業展開の先端的取組やベストプラクティスの顕彰等を、研究機関や中間支援団体等とも連携しつつ、例えば集中月間的に展開してみるといった構想も今後検討してはどうか。

【参考例】米国のIRS（国内歳入庁）や英国のチャリティ・コミッションでは、大学や民間の研究機関との共同で情報分析や調査研究を実施し、調査レポートを公表している。

「公益法人information」サイトで議事要旨及び配布資料を公開しています！

「公益法人information」>公益認定等委員会>活動状況報告・メッセージ等<>委員会のヒアリング、シンポジウム>「公益法人の自律と活性化に向けたヒアリング(その1～6)」(議事要旨等)

公益法人会計基準適用についてのアンケート結果(速報)

詳細は、「公益法人information」サイトを御覧ください。

内閣府は、本年11月末の移行期間終了を踏まえ、公益法人又は移行法人における会計処理についての諸課題に関する検討に資するため、移行済みの法人における適用会計基準の実態を調査する「公益法人会計基準適用についてのアンケート」を実施しました。速報としてその一部を公表いたします。(全体は別途取りまとめて公表の予定です。)

概要

実施期間：平成25年7月1日(月)～7月16日(火)

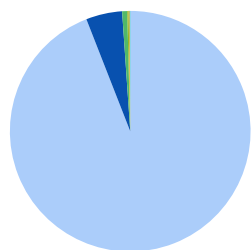
対象法人数：平成25年6月末時点で、既に公益法人又は一般法人に移行済みの内閣所管法人で、かつ、移行後の計算書類を作成したことがあると思われる法人2,429
(公益法人1,410(社団406、財団1,004)、一般法人1,019(社団579、財団440))

有効回答数：1,498 (公益法人888(社団254、財団634)、一般法人610(社団330、財団280))

有効回答率：61.7%

結果

項目1：貴法人におかれては、いずれの会計基準を適用されていますか？



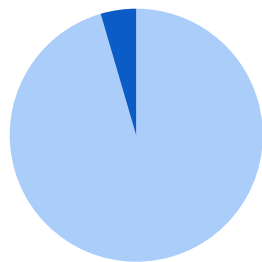
「20年会計基準」	： 1,409法人(94.1%)
「16年会計基準」	： 73法人(4.9%)
企業会計基準	： 10法人(0.7%)
20年と16年の併用	： 3法人(0.2%)
「60年会計基準」	： 2法人(0.1%)
不明	： 1法人(0.1%)

89法人(5.9%)

(理由)

- ・16年会計基準対応の会計システムを使用
- ・公益目的支出計画の年数が短く変更せず
- ・企業会計基準対応の会計システムを使用等

項目2：理事会、社員総会、評議員会での説明など内部管理用として日常使用する会計基準と国民への開示や行政庁への提出の際に使用する会計基準とは、同じですか？



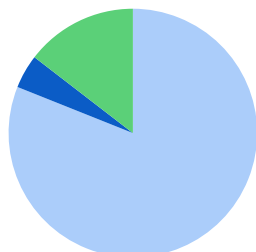
■ 同じ	： 1,430法人(95.5%)
■ 異なる	： 68法人(4.5%)

—(理由)

- ・16年会計基準対応の会計システムを使用
- ・20年会計基準が難しい
- ・公益目的支出計画の年数が短く変更せず等

項目3：仮に、今後1、2年の間に、16年会計基準や企業会計基準などから20年会計基準への切り替えを行うこととした場合に、どのようなことが支障になりますか？

(※一般論として、全ての法人を対象に質問)



■ ない	： 1,214法人(81.0%)
■ ある	： 66法人(4.4%)
■ 分からない	： 218法人(14.6%)

—(内容)
公益法人への民間基準に準じた処理等の適用について／過大な事務負担を強いることになる恐れ／公益法人会計システムのソフトについて 等

公益法人とNPO法人に関する横断的な情報提供の充実等について

このたび、内閣府では、公益法人制度及び特定非営利活動法人制度に関する情報を、横断的に分かりやすく国民の皆様提供していくため、関係部局が連携して以下の取組を行うこととしました。

平成25年8月29日
内閣府
大臣官房公益法人行政担当室
政策統括官(経済社会システム担当)

趣旨・目的

一般的な公益・非営利活動を行う法人として、公益法人制度(大臣官房公益法人行政担当室所管)及び特定非営利活動法人制度(政策統括官(経済社会システム担当)所管)があり、いずれも内閣府が所管しています。これまで、それぞれの制度の運用を通じ、民による公益の増進を目指して取り組んでまいりました。

本年11月末に新公益法人制度への移行期間が終了し、公益活動の活発化に向けた取組が本格化する中で、同様に一般的な公益・非営利活動を行う両法人についての横断的で分かりやすい情報を国民の皆様提供していく必要があります。

このため、今後は、公益法人及び特定非営利活動法人に関する様々な情報を内閣府のホームページにおいてワンストップで閲覧できるよう、アクセス環境の改善とともに情報の充実を図ってまいります。

主な取組

1 アクセス環境の改善(情報のワンストップ化)

- 「公益法人information」及び「NPOホームページ」を効果的にリンクし、国民が簡便に情報を入手するためのアクセス環境を改善します。また、両制度を比較解説したページを作成します。
- 平成23年度税制改正により措置された税額控除制度の対象となっている法人一覧や、各地方公共団体の条例で税制優遇措置の対象となっている指定法人の一覧を共同で作成しウェブサイト公表することで、税制効果が十分に発揮されるよう、分かりやすい周知を実施します。
- 長期的には法人基礎情報等に関する情報提供インターフェイスを一元化する可能性を検討します。

2 公益増進に関する情報提供の充実等

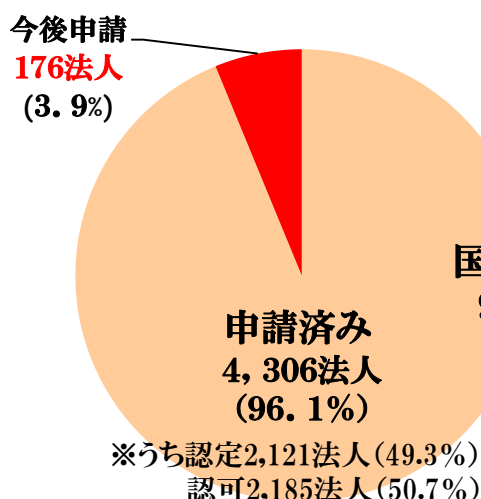
- 公益法人や特定非営利活動法人のモデルとなる取組事例(先進的な寄附集めの手法、事業形態ごとのベストプラクティス等)に関し、情報を発信するなど、活動を活性化するための情報提供の充実を検討します。
- このためにも、法人関係者と積極的に対話の機会を持つとともに、法人の活動状況の制度横断的な調査分析への取組についても検討してまいります。

申請率は現在93.1%！（平成25年8月末現在）

8月末時点で、新制度への移行を希望する特例民法法人20,761法人のうち、国には96.1%が申請済み、都道府県には92.2%が申請済みであり、今後申請を予定している法人は国では176法人、都道府県では1,262法人となっています。

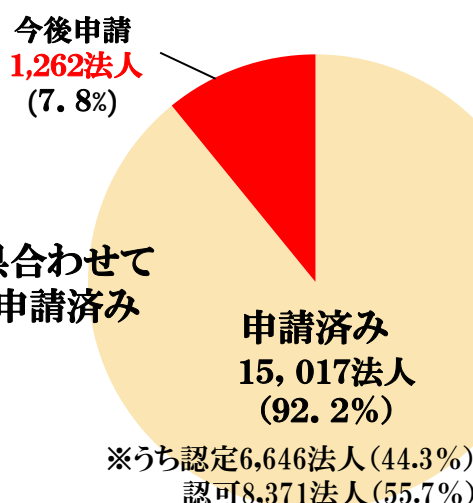
本年11月末の移行期間終了まで残り3か月となりました。これから申請を予定している法人におかれては、移行期間内に間に合うように、できるだけ早期の申請をお願いします。

■国（内閣府）における申請状況



○内閣府への申請見込数：計4,482法人

■都道府県における申請状況



○都道府県への申請見込数：計16,279法人

国・都道府県合わせて
93.1%が申請済み

～これから申請する法人の皆様へ～

内閣府の申請サポートのご案内

■申請準備が大詰めを迎えている法人はこちら

<民間の専門家を活用した相談会>（要事前申込）

内閣府が委嘱する相談員（弁護士、公認会計士等）による相談会を全国で開催しています（1法人につき1時間程度）。次回は、9月25日（水）に東京で開催します（申込〆切9月13日（金））。

<窓口相談>（要事前申込）

1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約は、毎月末から翌上旬にかけて、「公益法人information」で募集しています。 ※10月の窓口相談は、9月4日（水）まで募集中です。

■まだまだ聞きたい点が多くある法人はこちら

<基礎的研修会の開催>（要事前申込）

移行申請の検討に着手する法人を対象に、当事務局職員が移行申請のポイントを解説します（1回1時間半程度）。次回は9月12日（木）に開催します。

（電話）03-5403-9558 又は9548 （FAX）03-5403-0231 （メール）akio.nishimori@cao.go.jp

<電話相談>

専門相談員による電話相談を実施しています。（☎）03-5403-9669 （時間）平日10時～16時45分

■その他のサポート

<業態別説明会への講師派遣>（要事前申込）

業態別の研修会等に当事務局職員を講師派遣し、業態別の個別事情に合わせて説明します。（電話）03-5403-9558 又は9548 （FAX）03-5403-0231

*各サポートの予約方法など詳細は、「公益法人information」を御覧ください。

～公益財団法人すこやか食生活協会～ 内閣府認定

当協会は、視覚障害者・高齢者等を対象として、食生活に関する知識と情報の提供、食育推進活動及び食生活環境のバリアフリー化に取り組んでいます。

当協会は、日常生活にハンディを負った視覚障害者の食生活の改善に貢献するという理念のもとに、昭和59年に視覚障害者食生活改善協会として発足し、平成7年に財団法人化しました。さらに平成12年に視覚障害というハンディを負った人々の食生活改善・自立支援の考え方は、老いが進み身体機能が衰えた高齢者にもつながるとの観点から、事業内容を拡充するとともに現在の名称に改称し、平成21年10月に公益財団法人への移行の認定を受けています。



■シニア食育講座

■食生活に関する知識と情報の提供

視覚障害者向けに食生活に関する知識と情報を録音した月刊「声の食生活情報」を制作し、希望に応じ、カセットテープ又はデージー(デジタル録音図書の国際標準規格)対応のCDで、全国の点字図書館、盲学校、盲人養護施設、社会福祉協議会、個々の視覚障害者などに提供しています。この制作、発送にあたっては、多くのボランティアの方々の協力を頂いています。

また、高齢者を対象として、栄養バランスや食材バラエティを考慮しつつ食生活を豊かにするため、一般家庭でも簡単にレパートリーに出来る手近な食材を利用したシニア料理教室を開催しています。

■食育推進活動

地域社会、食品製造、栄養摂取、食品衛生など、様々なシニア世代の食を巡る課題に関する多面的な知識・手法を、食品企業の商品開発や販売あるいは家庭での食材購入や調理に活用できるよう、様々な分野の専門家を講師として、食品企業の開発・広報担当者、食に関心のある一般市民・NPOの方々を対象とした市民講座を開催しています。

また、中高年・高齢者を対象に、健全な食生活を送るために必要な知識の普及、実践活動の促進を図るため、食品企業や地域団体と協同して啓発事業を実施しています。

■食生活環境のバリアフリー化

視覚障害者が自立して食生活を楽しむことができるよう、調理に関係した参考書を作成し、全国の点字図書館、盲学校、盲人養護施設、社会福祉協議会、個々の視覚障害者などに配布しています。これは、大活字・透明点字・音声コード一体型のものです。最近では、「作ってみたい私の料理」「季節のレシピ集」「調理の基本知識」「よりよい食生活のためにー実践の手引きー」を作成しています。



■点字による調理の参考書

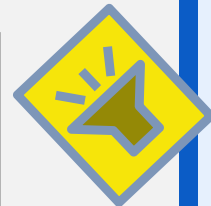
また、近年、タッチパネル方式など視覚に訴える機器やサービスの普及開発が進み、視覚障害者に利便性が享受しにくい問題など、新たな課題が生じて来ています。視覚障害者が食生活上有している課題や要望がどのような場面で存在し、どのような対策が考えられるのかを検討するため、視覚障害者を対象とする食生活調査を実施し、食品関係企業・団体や地域の人々に理解と協力を得るよう働きかけています。

■ホームページアドレス <http://www.sukoyakanet.or.jp/>

◆お知らせです◆

「寄附金収入に関する実態調査」(9月中旬以降～実施予定) への御協力をお願いいたします～

内閣府では、9月中旬以降に、次のとおり、公益社団法人及び公益財団法人の皆様に対する寄附金収入に関する実態調査を実施する予定です。拡充された寄附税制の効果を検討する上で重要な調査ですので、ぜひ御協力をお願いいたします。



■調査の目的

公益社団法人及び公益財団法人の寄附金収入に関し、税制上の措置の影響等の実態を把握することを目的とするものです。

■調査の対象

全ての公益社団法人及び
公益財団法人

■調査の時期

平成25年9月中旬以降を予定

■主な調査の内容

寄附の受入状況、税額控除制度への対応状況等

■調査結果の公表予定

平成25年11月「公益法人information」に掲載予定

■調査の方法

9月中旬以降に内閣府から全ての公益社団法人及び公益財団法人に電子メールをお送りする予定です。調査票に入力した上で、指定のアドレスに御返信ください。

注意喚起情報、公益・非営利法人 の国際比較ページの開設について



「公益法人information」において、「注意喚起情報」及び「公益・非営利法人の国際比較」ページを開設しました。

「注意喚起情報ページ」では、公益法人を装った事業者等、注意してもらいたい情報を掲載し、「公益・非営利法人の国際比較ページ」では、海外の非営利・公益法人制度との比較、海外の公益法人事情等を紹介しています。

公益法人informationで活動を 紹介したい法人を大募集

先月号の本誌でお知らせしました「公益法人information」における公益法人の活動を紹介するページですが、9月上旬から掲載法人の募集を開始します。

活動を多くの方に知ってもらうチャンスだと思いますので、奮って御応募下さい！(応募方法や記事のフォーマット等の情報は、「公益法人information」を御覧ください。)

また、本誌における活動紹介も、引き続き募集しておりますので、掲載を御希望の方は、こちら(<https://form.cao.go.jp/koeki/opinion-0004.html>)に御応募ください。

■本件問合せ先

内閣府公益認定等委員会事務局広報係
(電話)03-5403-9524,9533
e-mail: koueki-info@cao.go.jp